

市議第4号

各務原市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び各務原市議会会議規則（昭和46年議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。

令和7年12月25日提出

提出者	各務原市議会議員	塚原 甫
賛成者	〃	小島 博彦
賛成者	〃	黒田 昌弘
賛成者	〃	瀬川 利生
賛成者	〃	池戸 一成

提案理由

各務原市議会政務活動費収支報告書等の写しの交付に係る手数料を定める等のため、この条例を定めようとする。

各務原市議会議長 川嶋 一生 様

各務原市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

各務原市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「別表」を「別表第1」に改める。

第7条の見出し中「収支報告書」を「収支報告書等」に改め、同条第1項中「以下「領収書等」を「電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。以下この項において同じ。」及び議長が別に定める書類（次項においてこれらを「領収書等」に改め、同条第4項中「前項」を「第2項」に改める。

第9条の見出しを「（収支報告書等の保存及び閲覧等）」に改め、同条第4項を削る。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（手数料）

第10条 前条第3項の規定による収支報告書等の閲覧に係る手数料は、無料とする。

2 前条第3項の規定による収支報告書等の写しの交付を受けるものは、別表第2に定める額の手数料を納めなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、同項の写しの送付を受ける場合の手数料の額は、別表第2に定める額に郵便料金その他の送付に要する費用に相当する額を加算した額とする。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第10条関係）

区分	手数料	
1 複写機による用紙への複写又は電磁的記録の用紙への出力	白黒	1面につき10円
	カラー	1面につき20円
2 電磁的記録の記録媒体への複写（3の項に該当するものを除く。）		記録媒体1枚につき100円に当該電磁的記録1ファイルごとに210円を加えた額
3 スキャナにより読み取って作成した電磁的記録の記録媒体への複写		記録媒体1枚につき100円に読み取った1面ごとに10円を加えた額
4 電磁的記録の電子情報処理組織の使用による交付（5の項に該当するものを除く。）		1ファイルにつき210円

5 スキャナにより読み取って作成した電磁的記録の電子情報処理組織の使用による交付	1面につき10円
6 その他の方法による交付	写しの作成に要する費用に相当する額

備考

- 1 この表において「用紙」とは、日本産業規格A列3番までの大きさの用紙をいう。
- 2 この表において「記録媒体」とは、光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）をいう。
- 3 この表において「電子情報処理組織」とは、議長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と収支報告書等の写しの交付を受けようとするものの使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 4 1の項の場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1面として手数料の額を算定する。
- 5 3の項又は5の項の場合において、両面に印刷された収支報告書等を読み取るときは、片面を1面として手数料の額を算定する。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第10条第2項及び第3項並びに別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に収支報告書等の写しの交付の請求を受けたものについて適用し、同日前に収支報告書等の写しの交付の請求を受けたものについては、なお従前の例による。